# 大阪府規則第三号

大阪府営業時間短縮協力金支給規則

する 大阪府営業時 間短縮協力金支給規則 (令和三年大阪府規 別第五 号) の全部 を改

#### (目的)

算 る感染症 策特別 して、 係る予算の執行に関する基本的事項を規定することにより、 時  $\mathcal{O}$ (以下「協力金」という。) の支給の申請、決定等に関する事項その他協  $\mathcal{O}$ の六第一項又は第四十五条第二項の要請(以下「要請」という。)に応じて営 拡大の防止及び当該事業者の事業の継続に資するための営業時間短縮協力 間 のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国からこの規則は、新型コロナウイルス感染症(病原体がベー 執行の適正化を図ることを目的とする。 の短縮等を行った事業者を対象とした、 措置法 を 人に伝染する能力を有することが新たに報告されたも いう。以下同じ。)のまん延に係る知事による新型インフルエンザ等 (平成二十四年法律第三十一号) 第二十四条第九項、 新型コロナウイルス感染症 のに限る。) 世界保健機 タ 協力金に係る予 コ 口 第三十一 ウ であ 関ル 力金 の感

## (支給の要件)

第二条 とする。 満たす事業者 において当該要請期間に係る要請に応じたことに対する協力金を支給するも 日 翌日以後に事業を営まなくなった者を含む。以下同じ。)に対し、要請期間 知事は、 (知事が別に定める要請の期間(以下「要請期間」という。)の、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める要件 要清期間 という。)の初当該各号に定める要件を

- お 1 った日 要請 いて事業を営んで を営まなくなった場合にあっては、 区域内に 要請期間 期 の前 間 施  $\mathcal{O}$ 設を有 日までの (要請期間 日 以 前 いた場合 期間。 7 カン の初日 5 いたこと。 要請 以下この号にお 次 の翌日から末日までの間に施設において事業  $\mathcal{O}$ 0 対 イからへまでのいずれにも該当すること象となる施設(以下「施設」という。)に 要請期間の初日から事業を営まなくな 11 て同じ。) ずれにも該当すること。 の全てに おい 7 府
- 口 間 協  $\mathcal{O}$ 全てにおいて、 力金の申請に係る施設 次の①又は②のいずれかに該当していたこと。(る施設(以下「申請施設」という。) について、 要請
- 一項の規定によりなお従前の例により営業(飲食店営業又 及び経過措置に 食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令 限 (る。) を行うことができることとされていること。 関する政令(令和元年政令第百二十三号) は喫茶 附則第二条 店営 0
- (飲食店営業に係るものに限る。) を受けていること。 (昭和二十二年法律第二百三十三号) 第五十五 条第 項  $\mathcal{O}$
- ハ 申 9 いて、要請期間中、 飲食をさせる役務の提供に係る営業(以

提供営業を開始することができる状態で休業し「飲食提供営業」という。)を継続していた(申 (申請 7 1 施 た場合を含む。)こと。 設 に お 11 て直 5 に

- じたこと。 申請施設につ いて、 要請期間の 全てに お 1 て、 知 事 が 別 に定める措 置を
- ホ に類するも 類するものであって知事が別に定めるものの要請期間に係る要請に応じたことに対する補 支給金  $\mathcal{O}$ 決 助 定を受ける成金その て他 いこ なれ いら
- 宗 の 教 (1) 上か 5 組(5) 織又は団は ず n に ŧ 該当 な 11 者で あること。
- (1) $\mathcal{O}$ 体
- 二十二年大阪府条例第五十八号) 団員 (以下 係者(以下 -七号) 暴力団 第二条第二号に規定する暴力団 員による不当な行 「暴力団員」という。)若し 「暴力団密接関係者」 為  $\mathcal{O}$ 防 という。) 第二条第 止 に くは大阪府暴力団排除条例 又 関 四号に規定する暴力団密接
- (4) (3)その執行 を経過し 法人にあっては罰な従業員、職員又はは ない者 を終わり、 職員又は使用 又は 金  $\overline{\mathcal{O}}$ 刑 その 人に暴力団員又は 執行 個人にあ を受けることがなくにあっては禁錮以上 力団 密接 な の刑に処せら 関 係者 0 た が 日 あ カュ ら一年 る 者
- (5)完 は同法第六十二条第 (昭和二十二年法律 公正取 了した日又はその 引委員会 カュ 第五 b 付 項に規定する納 私 十四号) が完 了 した 第 日から 四十 止 付命令を受け、その 及 九 び 条に規定する排除 一年を経過 正 取 引  $\mathcal{O}$ しな 確 必要な 11 措置命 者 関 す 措 る 治者が、法律
- を開始した場合 要請 期間  $\mathcal{O}$ 初日 次 の 翌 イ 日 カュ か 5 5 トまで 末日まで  $\mathcal{O}$ 11  $\mathcal{O}$ ずれにも該当すること。 ずれ かの日から施設に お 1 て 事
- イ 期間 施 設にお の末日まで 1 7 事業を開始 期 間に した日 お 以下 11 て府 請期間の末日までの全ての期間にの区域内に施設を有していたこと。「事業開始日」という。)から要請 5
- 口 いて、 申 -請施設 前 12 口 0 (1) (1) (1) (2) (2) (2) 事業  $\mathcal{O}$ 開 1 ず 始 ħ 日 から カュ 12 要請期間 該当し 7 いたこと。  $\mathcal{O}$
- ハ きる状態 申請施設に して いた 0 申請 いて、 7 施設に た場合を含む。) 事業開始日から お いて直ちに飲 こと。 要請期間 食提供営業を開始  $\mathcal{O}$ 末日まで 飲食提供営業を することが で
- 提供営業を 事業開始 日か 5 事 った (売上 に定める日までの 一げが あった場合に限る。)こと。 間に 申請施設にお 11 て 飲 食
- ホ 申 に いて、行 事業開始日 とこと。 から 要請 期 間  $\mathcal{O}$ 末 日 まで の全て  $\mathcal{O}$ 期 間
- に類する で る 要請 9 7 別 ことに 定め .対する! の補 支給金 給  $\mathcal{O}$ 決 助 定を受ける成金その 他 7 いこ なれ NB
- 前号へ (1)カュ 5 (5)まで  $\mathcal{O}$ 11 ず れ も該当し な 11 者であること。

協 力  $\mathcal{O}$ 

こする。 力金  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 各号に掲 げる場合  $\mathcal{O}$ 区 分に応じ、 当該各号に定 8

- 合 う。) に要請期間の 申請施設一箇所に 期間 全て 日数を乗じて得た額 いて申請施設 2別に定め心設につい る支給単価いて前条第一品 一号 ... (以下 =  $\mathcal{O}$ · 「支給単. 措置 を <u>ニ</u> と た
- まなく 箇所につき支給単価に要請期間の初日から当該申請 の末日ま 要請 なった日の前日ま でに当該申請施設にお 日から申請施設に での いて事業を営まなく 9 て前 条第 額 一号 = 施設 な  $\mathcal{O}$ った場合 にお を講 1 て事業を -請施設
- 乗じて得た額 請施設一箇所 業を開始し 期間の 初日の翌日から 当該申請 つき支給単 施設 価 ら末日までのいずれなの日数を乗じて得た気 以について前り 末日までの に事 業開始 て前 条第 日 カュ 一号 5 要請 カ = 0 期 の目 間 措か 置を  $\mathcal{O}$ 末日 申 講 請施 ま U た で 設 場合 に  $\mathcal{O}$ 日 お 11 な 申 7

(協力金の支給の申請)

第四条 までに、 利用 することにより、 知事が別に定める書類を提出することにより、 力金の支給を受けようとする事業者は、 申請 しなけ n ば ならな V ) お事に対し、 1 その ンタ 定める 1 ツ 期 H

(協力金の支給の決定等)

- 第五条  $\mathcal{O}$ り当該申請 支給の決定をするものとする。 知事は の内容を審査し、 協力金の支給  $\mathcal{O}$ 協力金を支給すべきも申請があったときは、 のと認 当該申請 8 12 たときは、 る書 協力に
- 2 力金  $\mathcal{O}$ いとする。 知 並の支給 事は、 前項  $\mathcal{O}$ 申 請 の場合にお に 係る事項に いて、適正な支給を行うため こつき修 正を 加え 7 協力 金 必要が  $\mathcal{O}$ 支給 あ  $\mathcal{O}$ 決定をする るときは
- 3 場合にお した事業者に 事は、 当該申請が取り下げられ いて 申請 当該 対し、相当の期 係る書類等 相当の 期 た 間 期間を定めてその補Tに形式上の不備がある ŧ 内 のとみなすことがある。 に 事業者が補 正 一を行 正を求めることが る と認 わな  $\Diamond$ カ るときは 0 たときは、 ある。 当該 この 申請 知
- 知事は 申請施 第一項又は第二項 0 名称及び 所  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定による支給の決定をした事 在 地 に 関する情 報 を公 表することが 業者に係る あ る。

協力金の支給の決定の通知)

第六条 金の支 知事は、協力金の支給の  $\mathcal{O}$ 申請 をした事業者に 決定をしたときは、 通知するも  $\mathcal{O}$ とする 速やかにそ  $\mathcal{O}$ 決 定  $\mathcal{O}$ 内

(前金払)

ることがある。 事は、 協力 金 に つい て、 知 事 が 別 に定めるところによ り、 前 金

(支給未済の協力金)

の申請をした後に死亡し 力 請をした後に死亡した場合において、その事は、第二条に定める要件を満たす事業者 でその支給を受け な た場合にお カュ 0 た  $\mathcal{O}$ が て、その者が あ るときは (個人に限る。 支給を受け その 協力 金を、 ること が協 力  $\mathcal{O}$ 金 そ で  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 

- す 相 下 が二人以上あるときは、これらの相続人がその 相続 人 という。)に支給するものとする。 うち
- 2 前 当す  $\mathcal{O}$ 規定に るときは、 かか わらず 協力金を支給しない。 相 続 人が第二条第一号へ2から5までの 1 ず n 7)3
- 3 け  $\mathcal{O}$ れ 定め 一項 ばな らな  $\mathcal{O}$ る 期 規定により協力金 月まで に、 知事 がの 支給を受けようとする相 別 に 定める書類を提出 することによ <u>-</u>続人 人は、知 事に Ŋ 申 対 出 な
- 場合に 人 事業者」 0 第五条及び第六条 申請をした事業者」とあるのは と読み替えるも 同条第四項中「事業者」とある 9 とあるのは「相続人」と、 いて準用する。この場合において、第五条第三項中「当該申請をした及び第六条の規定は、第一項の規定により相続人に協力金を支給する のとする。 同項中「に事業者」とあるのは「に相 のは「相続人」と、第六条中「協力金の支 「第八条第三項の規定により申し出た

## (決定の取消し)

- 第九条 当するときは、 決定を受けた場合にあ 知事は、 協力金 協 力 金 2  $\mathcal{O}$ ては 支給 の決定 死亡した事業者)が を受けた事業者(相 か、次の各号は 協  $\mathcal{O}$ かずれから に給 該の
- 当するとき(第五号に 次の イ又は 口に掲げ げる場合の区分に応じ、当該イ又はこの支給の決定を取り消すものとする。 掲げる場合を除 **(\*)**。)。 口 に 定  $\otimes$ る場合
- イ 同号イからホまでの 第二条第一号に定める要件を満たすとし 1 ずれかに該当していなか て協 ったことが判明したとき。 力 金 の支給を受け た
- 口 同号イからへまでの 第二条第二号に定める要件を満たすとして協力金 1 ずれかに 該当して いなかったことが判明したとき。 の支給を受け た場合
- 明 支給 したとき(第五号に掲げる場合を除 の決定をした日にお 1 て、 第二条第一号 べ。)。  $\dot{\sim}$ (1) に該当して 7 たことが判
- たことが判明 力金を支給した後 よる申請をした当時に第二条第 第二条第 一号へ したとき。 (2)時に第二条第一号へ22から5までのいずれに該当することとなった場合を除く。)又は から(5)までの 11 ずれかに該当することとな 第四条 カュ に 0 たとき 該 当 の規 定に 7
- 事が 第二条第 一号へ42は (5) 掲げる者と同等 以上の重大な不正行為をしたと
- 五. 第四  $\mathcal{O}$ 規定に ょ り 提 出 た書 類等 12 記 載され た 内 容 に 虚 が 判 明 た لح
- 2 する。 知事は の各号  $\mathcal{O}$ 相続 11 ず 人 n が協力金の支給の決定を受けた場合に カ に 該当するときは、 協力金  $\mathcal{O}$ 支給  $\mathcal{O}$ お 決定を取 1 て、 り 当 消 該相 すも  $\mathcal{O}$ 人 が
- 定 7 力金を支給 による申出をし 第二条第 たこと した後 が 判 明  $\sim$ た当時に第二条第一号へ に (2)該か た とき。 ら (5) 当することとなった場合を除く。)又は ま で  $\mathcal{O}$ V ず 'n かに (2)カ 該 ら (5) 当することとな まで  $\mathcal{O}$ 11 ず 前条第三項 ħ 2 たとき か に 該 の規

- 事が認めたとき。 第二条第 一号へ(4) 又 は (5)12 掲げる者と同 等以 Ĺ  $\mathcal{O}$ 重大な不正行 為を たと
- 前条第三項 の規定に ょ り 提出 た書類に記 載され た内 容 に 虚 偽 が 判 明
- 3 より、事は、 知事が 別又 には 定成がる 期  $\overline{\phantom{a}}$ 万日ま 以 下 でに協力金の支給がで「事業者等」という。) 並の支給ができな!」という。) の責! かめ っに たとき 帰 す ベ は、事
- 用する。 第六条の規定は、第一項又は第二項の規定による取消力金の支給の決定を取り消すことがある。 た場合に 0 7

(協力 金の返

第十条 協力金の返還に係る費用に支給されているときは、期限 知事は 協力 金  $\mathcal{O}$ 支給 期限を定めて、 の決定 を取 その返還を命ずるものとす り消 た場合 に お 1 て、 Ź 力 が

2 9 いて は、 事業者等  $\mathcal{O}$ 負 担とする

(違約金及び延滞 金)

- 第十 当する場合に限る。) 額とする。 ほ  $\mathcal{O}$ れ 一条 既納額を控3当該協力金 ばならない違約金の額は、協力金の受領の日から納付の日まか、違約金を支払わなければならない。この場合において、 規定による取消 事業者等は 除し額 した額)につき年十・九五パーセントの割合により額(その一部を納付した場合におけるその後の期間 Eしにあっては、 は、第九条第一項 に関し、 協力金 一項又は第二項 同項第三号から第五号までの又は第二項の規定による取消 の返還を命ぜられたときは、 日まで 府に納金 いずつ  $\mathcal{O}$ 計算の 日数 納 同 れ 一の返還 付 カュ いてないたな 該
- 2 の納付した金額が返還を命ぜられた協力金項前段の規定により違約金を納付しなけれ の額に充てられたも の額に達するまでは、 ば な らな い場合に のとする。 お 11 その 7 事
- 3 ときは、 + 事業者等は、 九 五 五パーセントの割合で計算した額の延、納期日の翌日から納付の日までの日者等は、協力金の返還を命ぜられ、こ、まず当該返還を命ぜられた協力金の の延滞金を府に納付しなけれの日数に応じ、その未納付類これを納期日までに納付し しなか ればに ならないった
- 規定に定める年当たりの 日当たりの割合とする。 項 又 は 前 項  $\mathcal{O}$ 規定に定め 割合は る。遺産 約金 年  $\mathcal{O}$ 一
  又
  は 日を含む 延 滯 金 期間  $\mathcal{O}$ 12  $\mathcal{O}$ 0 計 V 算 ても、三百六十五 E 0 れ 5
- 5 前条第二項の 規定 は、 違約 金 及  $\mathcal{U}$ 延滞 金  $\mathcal{O}$ 納 付 に 0 V て 準 -用する

(適用除外)

(十五号) 協力金に関  $\mathcal{O}$ 規定 し は 7 は、 適用 大阪 な 11 府 補 助金交付 規 則 昭 和 兀 十五年 ·大阪 府 則

定めの に 定め る t  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ ほ カン 協 力 金  $\mathcal{O}$ 支給 に 関 必要な 事項 は 知

#### 附則

### (施行期日)

1 この規則は、令和四年三月一日から施行する。

### (経過措置)

2 協力金については、改正後の大阪府営業時間短縮協力金支給規則の規定にかか第七期後半協力金(その二)、第八期前半協力金、第八期後半協力金及び第九期第五期協力金、第六期協力金、第七期前半協力金、第七期後半協力金(その一)、第二期協力金、第三期協力金、第四期大阪市外協力金、第四期大阪市内協力金、改正前の大阪府営業時間短縮協力金支給規則第二条に規定する第一期協力金、 なお従前の例による。